

地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合の開催について

平成26年5月9日
内閣総理大臣決裁

1. 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）の改訂に向け、これまでの施策の成果が実感できない地方に対し、新たな活力ある地域づくりと地域産業の成長のためのビジョンを提供し、その具体化を図る必要がある。そのため、特に地域の直面している、「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の2つの課題の解決に向けて、成功事例の創出及び共有等の政府一体となった取組を推進するため、「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合」を開催する。
2. 関係閣僚等会合の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官
副議長 地域活性化担当大臣
構成員 経済再生担当大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房副長官（衆）
内閣官房副長官（参）
内閣官房副長官（事務）

3. 関係閣僚等会合は、地域活性化の推進に関する連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を随時開催する。連絡調整会議の構成員は、関係行政機関の職員で内閣総理大臣が指名する官職にある者とする。
4. 関係閣僚等会合及び連絡調整会議の庶務は、内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、関係閣僚等会合及び連絡調整会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

地域活性化の推進に関する連絡調整会議の構成員の指名について

平成26年5月9日
内閣総理大臣決裁

地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合の開催について（平成26年5月9日内閣総理大臣決裁）第3項の規定に基づき、地域活性化の推進に関する連絡調整会議の構成員を以下のとおり指名する。

議長 内閣総理大臣補佐官（地域活性化担当）
副議長 内閣官房 地域活性化統合事務局長
構成員 内閣官房 内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣官房 日本経済再生総合事務局次長
内閣府 政策統括官（経済財政運営担当）
内閣府 地域経済活性化支援機構担当室長
総務省 大臣官房地域力創造審議官
文部科学省 大臣官房総括審議官
厚生労働省 政策統括官（社会保障担当）
農林水産省 農村振興局長
経済産業省 地域経済産業審議官
経済産業省 商務流通保安審議官
国土交通省 総合政策局長
国土交通省 都市局長
環境省 総合環境政策局長

地域活性化プラットフォームワーキングチームの開催について

平成26年5月9日
地域活性化の推進に関する
関係閣僚等会合議長決定

1 趣旨

地域の直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の2つの課題の解決に向け、成功事例の創出及び共有に係る政府の取組に対して助言を行うため、地域活性化プラットフォームワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を開催する。

2 構成

- (1) ワーキングチームの構成員は、地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合副議長（以下「副議長」という。）が指名する。
- (2) 副議長は、構成員の中から、ワーキングチームの座長を指名する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

ワーキングチームの庶務は、内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。

地域活性化プラットフォームワーキングチームの構成員及び座長の指名について

平成26年5月9日
地域活性化の推進に関する
関係閣僚等会合副議長決定

地域活性化プラットフォームワーキングチームの開催について（平成26年5月9日地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合議長決定）2（1）及び（2）に基づき、地域活性化プラットフォームワーキングチームの構成員及び座長を以下のとおり指名する。

- （座長） 村上 周三 一般社団法人建築環境・省エネルギー機構理事長
- 後藤 春彦 早稲田大学創造理工学部長・大学院創造理工学研究科長
- 小田切 徳美 明治大学農学部教授
- 西澤 隆 野村アグリプランニング&アドバイザー取締役社長
- 楠見 清 全国イノベーション推進機関ネットワーク運営委員長
- 松原 宏 東京大学大学院総合文化研究科教授
- 柿元 美津江 鹿児島純心女子大学教授
- 柏木 孝夫 東京工業大学特命教授
- 関 幸子 一般社団法人震災復興ワークス理事長
- 辻 琢也 一橋大学大学院教授
- 山崎 亮 京都造形芸術大学芸術学部教授